

令和4年神審第14号

裁 決

モーターボートA乗揚事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官高木省吾出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生年月日時刻及び場所

令和3年4月11日15時40分

徳島県カダチノ鼻東方沖合

2 船舶の要目

船種 船名 モーターボートA

総トン数 2.2トン

登録長 8.85メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出力 209キロワット

3 事実の経過

Aは、船体中央やや後方に操舵室を配し、魚群探知機兼用のGPSプロッター、魚群探知機、機関遠隔操縦装置等をそれぞれ備えたFRP製モーターボートで、a受審人が1人で乗り組み、知人3人を乗せ、釣りの目的で、船首0.2メートル船尾0.8メートルの喫水をもって、令和3年4月11日10時00分徳島県橘港を発し、同県蒲生田岬南方沖合の釣り場に向かった。

ところで、蒲生田岬北方のカダチノ鼻東方沖合には、陸岸から東方に約450メートル沖合まで危険界線で囲まれた浅所（以下「カダチノ鼻浅所域」という。）が拡延し、その東端に棒杭と称される約0.3メートル角で高さ約1メートルのコンクリート製の杭（以下「棒杭」という。）が目印として設置されていた。

また、a受審人は、カダチノ鼻沖合を多数回航行した経験から、カダチノ鼻浅所域及び棒杭を承知しており、AのGPSプロッターに同浅所域は表示されていなかったものの、同プロッターに棒杭の位置を示すマークを入力していた。

a受審人は、10時30分前示釣り場に到着して、釣りを行ったのち、帰航することとし、15時35分蒲生田岬灯台から149度（真方位、以下同じ。）1,140メートルの地点で、針路を蒲生田岬東方沖合に向く355度に定めて発進し、12.9ノットの速力（対地速力、以下同じ。）とし、手動操舵によって進行した。

a受審人は、15時37分半僅か前蒲生田岬灯台から082度500メートルの地点に至り、針路を徳島県舞子島の南方沖合に向く316度に転じて続航した。

a受審人は、15時38分少し過ぎ蒲生田岬灯台から053度410メートルの地点に達したとき、カダチノ鼻浅所域が船首方

700メートルのところとなり、その後同浅所域に向首接近する状況であったが、左舷方の陸岸を目測し、同岸が遠距離に見えたことから、カダチノ鼻浅所域の東方沖合を無難に航行できるものと思い、GPSプロッターを活用して棒杭や左舷方の陸岸との相対位置関係を把握するなど、船位の確認を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

こうして、a受審人は、カダチノ鼻浅所域に向首したまま進行し、15時40分蒲生田岬灯台から348度770メートルの地点において、け号は、原針路、原速力のまま、同浅所域に乗り揚げた。

当時、天候は晴れで風はほとんどなく、潮候は上げ潮の末期にあたり、視界は良好であった。

乗揚の結果、船尾部船底外板に亀裂、プロペラ軸に曲損等を生じ、後に廃船処理された。

(原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、カダチノ鼻東方沖合において、橘港に向けて帰航する際、船位の確認が不十分で、カダチノ鼻浅所域に向首進行したことによって発生したものである。

a受審人は、カダチノ鼻東方沖合において、橘港に向けて帰航する場合、カダチノ鼻浅所域に向首接近することのないよう、GPSプロッターを活用して棒杭や左舷方の陸岸との相対位置関係を把握するなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、左舷方の陸岸が遠距離に見えたことから、カダチノ鼻浅所域の東方沖合を無難に航行できるものと思い、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、同浅所域に向首接近する状況に気付かないまま進行して、カダチノ鼻浅所域への乗揚を招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 2 号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を 1 か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 5 年 3 月 2 8 日

神戸地方海難審判所

審判官 池 田 博 美